

レセ電通信調 22010 号  
平成 22 年 10 月 28 日

レセプト電算処理システム関係メーカー等 各位

支 払 基 金 シ ス テ ム 部  
国保中央会レセプト電算部

### オンラインによる接続試験における処方せん発行医療機関コードの記録について

処方せん発行医療機関の「都道府県番号」、「点数表」及び「医療機関コード」(以下「医療機関コード等」という。)の記録については、本年 10 月 1 日から処方せんへの記載が必須となったことに伴い、調剤レセプトへの記録も必須となります。

このことから、本年 11 月請求分から、10 月 1 日以降に発行された処方せんによる調剤が行われたレセプトについては、医療機関コード等の記録の有無及び審査支払機関が保持している医療機関マスターによる実在チェックを実施することとしています。このため、接続試験においても、医療機関コード等の記録がない場合又は実在しない医療機関コード等が記録された場合は、L 3 エラー又は L 4 エラーとなります。

つきましては、当該 L 3 エラー又は L 4 エラーを回避するため、オンラインによる接続試験の際には、下記のとおり医療機関コード等を記録願います。

#### 記

##### 1 医療機関コード等の記録

###### (1) 都道府県番号

「01」から「47」のいずれかを記録します。

###### (2) 点数表

「1」又は「3」のいずれかを記録します。

###### (3) 医療機関コード

「9999999」の 7 衔を記録します。

##### 2 医療機関コード等に係るエラーチェック

	処方年月日 (CZレコード)	医療機関コード	
		記録有無	実在チェック
1	H22.9.30 以前	省略可能	なし
2	H22.10.1 以降	L 3 エラー	L 3 エラー L 4 エラー

平成 22 年 9 月 30 日以前に交付された処方せんと、10 月 1 日以降に交付された処方せんによる調剤が混在しているレセプトは、記録有無及び実在チェックの対象となります。